

身体拘束等の適正化のための指針

第1条（事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方）

- 1 一般社団法人高齢者障害者終身生活仕事支援機構 芦屋ビビッド（以下「事業者」という。）が、設置する芦屋ビビッド（以下「事業所」という。）は、身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- 3 やむ得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

◆やむを得ない場合の対応

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

以上3つの要件をすべて満たす場合に、以下の手続きを経て行います。

- ・組織としての検討
- ・決定
- ・個別支援計画への記載
- ・本人
- ・家族への説明
- ・記録の作成

（虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項）

第2条 事業者は、虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、虐待防止委員会（以下、「事業者委員会」という。）を設置します。

また、事業所内にも同様に虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会は、管理者、生活支援員、職業指導員等で構成する。

（身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針）

第3条 事業者委員会は、年2回以上、定期的を開催し、次のことを検討、協議する。

- 1 虐待の未然防止のために就業規則及び虐待防止委員会規程の虐待に関する規定、身体拘束等の排除マニュアル等を確認し、必要に応じて見直す。
- 2 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束が身体拘束等の排除マニュアルに沿って適切な手続き、方法で行われているかを確認する。
- 3 事業者の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。
委員会は、3ヶ月に1回以上、定期的を開催し、次のことを検討、協議する。
また、事業者の年間研修計画に沿って、研修及び必要な教育を実施する。

(事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策及び対応に関する基本方針)

第4条 緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

1. 組織による決定と個別支援計画への記載 やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定します。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行います。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。
2. 本人・家族への十分な説明 身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。
3. 行政への相談、報告 行動制限・身体拘束する場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得るよう努めます。
4. 必要な事項の記録 身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第5条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにします。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針)

第6条 利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもって接し、施設の対応について疑問や苦情が寄せられた場合は傾聴し、事実を確認します。

附 則

- 1 当指針は、令和4年2月28日に策定する。